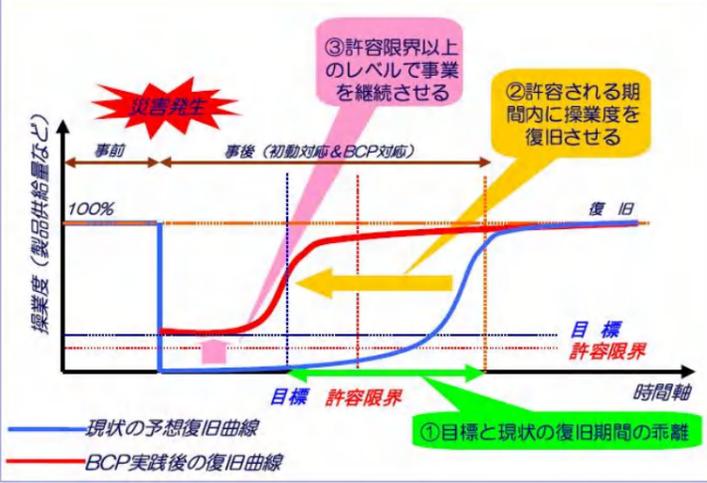
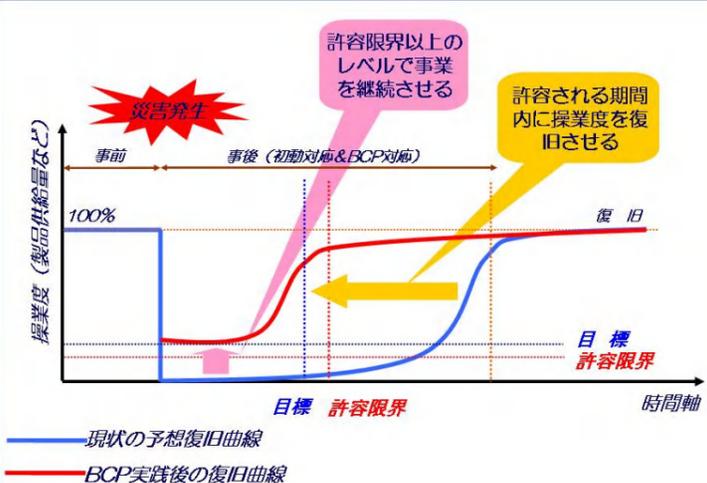
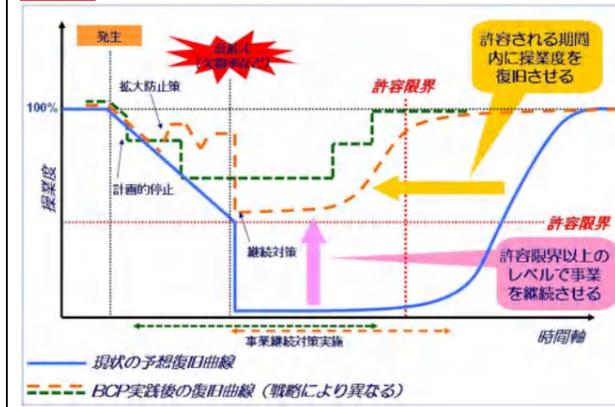


| No. | 事業継続ガイドライン第一版 および 事業継続ガイドライン第一版解説書 | 事業継続ガイドライン第二版 | 修正理由 |
|-----|---|--|---|
| 1 | <p>【ポイント】</p> <p>1. 事業継続の取組とは (略)</p> <p>それらは、事業内容や企業規模に応じた取組みでよく、多額の出費を伴わずとも一定の対応は可能なことから、すべての企業に相応した取組みが望まれている。</p>  <p>事業継続計画（BCP）の概念</p> <p>(略)</p> | <p>【ポイント】</p> <p>1. 事業継続の取組とは (略)</p> <p>それらは、事業内容や企業規模に応じた取組みでよく、多額の出費を伴わずとも一定の対応は可能なことから、すべての企業に相応した取組みが望まれている。</p> <p><u>事業継続の取組みが有効なビジネスリスクには、大きく分けて、突発的に被害が発生するもの(地震、水害、テロなど)と段階的かつ長期間に渡り被害が継続するもの(新型インフルエンザを含む感染症、水不足、電力不足など)があり、事業継続の対策は、この双方のリスクの性格から違ってくるものと考えられる。</u></p> <p><u>本ガイドラインは、これらのビジネスリスクに対応した事業継続の取組みの基本的考え方について示しているが、主として突発的に被害が発生するリスクのうち特に自然災害を想定した記述をしていることから、他のリスクについては、当該リスクに関する留意点等を取り挙げたガイドライン等を適宜参照されたい。</u></p>  <p>事業継続計画（BCP）の概念</p> <p>(略)</p> | <p>全てのビジネスリスクを対象としていることの明示 (新型インフルエンザのように、段階的に被害を受けるリスクにも対応する表現の追加)</p> |

(脚注) 0

このイメージ図は、突発的に被害が発生するリスク（地震、水害、テロなど）を主として想定したものであり、段階的かつ長期間に渡り被害が継続するリスク（新型インフルエンザを含む感染症、水不足、電力不足など）のうち感染症に係るもののイメージ図を例示すると、以下のようなものとなる。



※下線および取り消し線は、修正に関連する部分。

| No. | 事業継続ガイドライン第一版 および 事業継続ガイドライン第一版解説書 | 事業継続ガイドライン第二版 | 修正理由 |
|-----|--|---|--|
| 2 | <p>【ポイント】</p> <p>3. 本ガイドラインの特徴</p> <p>(1) 自然災害を熟知する日本企業は、事業継続計画を作っても実際の被害は様々で想定どおりの被害にならず無駄と感じやすいのではないかと認識に立ち、計画策定の意義を説明し、着手方法を提案している。具体的には、はじめに想定する災害として重大な災害リスクで海外からも懸念の強い「地震」を推奨し、その後、段階的に想定する災害の種類を増やしていく現実的なアプローチを例示している。</p> <p>(2) 備えの充実には必ず多大な投資やコストが不可欠とする立場をとらず、できることから具体的な検討を進めてみることで、既存の資源を活かすこと、知恵を出しあうことを推奨している。(耐震改修等と密接に関係させつつ並行して取り組むことを推奨。)</p> <p>(3) サプライチェーンに組み込まれた中堅中小企業が事業継続の取組みを求められている状況も踏まえ、当面、(欧米における) 事業継続のすべての要素に適合することを求めず、できる部分からの取組みを推奨している。一方、今後予想される国際規格化の動きも見据え、本ガイドラインへの対応とは別に国際的な対応が求められるといった二重投資の要因にならないよう、対策の方向が合致するよう工夫している。</p> <p>(4) 企業にとっても事業継続が最優先ではなく、特に災害発生直後は生命の安全確保、二次災害の防止などを重視し、その後も事業継続の対応に地域との連携を意識して取り組むべきことを明確にし、従来の災害対策との整合性を確保している。</p> <p>(5) 広域な自然災害に多く直面してきた日本企業は、地域との協調、地域貢献、共助・相互扶助などを防災対策に含めてきた。また、行政も広域災害の被害予測を発表し、地域全体の取組みを促している。本ガイドラインは、このような特徴を要素に取り入れている。また、これらを含めることをむしろ国際的にも発信すべきとの立場に立っている。</p> <p>(6) はじめから完璧を求めるのではなく、継続的改善を行うことを推奨している。また、企業全体のマネジメントとして体系的に取り組むことの重要性を指摘し、既存のマネジメントシステムが導入されている場合は、そのシステムと整合性のある活動をするよう推奨している。</p> <p>(以下、参考)</p> <p>I 事業継続の必要性と基本的考え方</p> <p>1.2 基本的考え方</p> <p>1.2.3 本ガイドラインにあげた各項目の位置づけ</p> <p>本ガイドラインは、<u>大企業、中堅・中小企業までを対象に、災害に係る事前対応と事業継続の対策を進めるために必要な共通かつ基本的な項目をあげることを目指したものである。</u></p> <p>(略)</p> <p>なお、国内では、例えば、(財)金融情報システムセンター(FISC) 発刊の「金融機関等におけるコンテンツレジリエンスプラン策定のための手引書」や、経済産業省の「事業継続計画策定ガイドライン」(企業における情報セキュリティガバナンスのあり方に関する研究会報告書・参考資料) など、事業継続に関する手引き等が既に存在している。本ガイドラインは、<u>すべての企業に共通する基本的な部分を説明するもの</u>であり、これらの既存の手引書等が対象とする事業分野でそれらが尊重されるのが当然と考えており、また、これらの手引書等がそれ以外の事業分野でも参考になるものと考えている。</p> | <p>(「3. 本ガイドラインの特徴」に新たな(1)として以下の文章を追加する。現在の(1)～(6)は一つずつ番号を繰り下げる)</p> <p>【ポイント】</p> <p>3. 本ガイドラインの特徴</p> <p><u>(1) 企業の規模や業種・業態を問わず一般的に適用可能である事業継続の枠組みを示している。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> | <p>企業の規模や業種・業態を問わず一般的に適用可能であることの明示</p> |

※下線および取り消し線は、修正に関連する部分。

| No. | 事業継続ガイドライン第一版 および 事業継続ガイドライン第一版解説書 | 事業継続ガイドライン第二版 | 修正理由 |
|-----|---|--|---|
| 3 | <p>【ポイント】</p> <p>3. 本ガイドラインの特徴</p> <p>(1) 自然災害を熟知する日本企業は、事業継続計画を作っても実際の被害は様々で想定どおりの被害にならず無駄と感じやすいのではないかとの認識に立ち、計画策定の意義を説明し、着手方法を提案している。具体的には、はじめに想定する災害として重大な災害リスクで海外からも懸念の強い「地震」を推奨し、その後、段階的に想定する災害の種類を増やしていく現実的なアプローチを例示している。</p> <p>【解説4】【解説5】</p> <p>【解説4】想定災害としてはじめに地震を推奨していることについて 事業継続計画において想定するリスクは、本来は企業を取り巻くすべてのビジネスリスクが対象となります。したがって、本ガイドラインでも地震のみを対象に事業継続を作成すれば良いとしているわけではありません。初めからすべてのリスクに備えることは大変であるため、被害を想定しやすい地震から検討を開始し、順次対応するリスクを増やす進め方を推奨しています。また、地震に備えた事業継続は、地震以外のリスクである火災、風水害、テロ等への適用が可能な共通する有効な対策要素が多いと、事業継続策定企業の多くから指摘されています。したがって、最終的に想定リスクを拡張し、あらゆる緊急事態に備えていく方向に進む場合にも、地震をまず想定することが十分有効であり、妨げになることはないと考えています。地震以外のリスクについての事業継続については【解説5】で説明しています。</p> <p>【解説5】地震以外のリスクを想定したガイドライン策定について 本ガイドラインでは、日本企業がイメージしやすい地震を想定リスクとしています。本来、事業継続とは想定リスクの種類に関わらず許容される業務停止期間を想定するものです。従って、業種・業態によっては、初めに地震以外のリスク（火災、風水害、テロ等）を対象に被害想定を行う場合も考えられます。</p> <p>なお、新型インフルエンザの大流行については、現在、厚生労働省で被害低減策の検討が行われており、NPO法人事業継続推進機構でも検討を開始しています。新型インフルエンザによる事業中断を想定した事業継続を策定する場合は、先ず自社やサプライチェーンの従業員が出勤できないことを想定してください。感染者の立ち入り確認が確認されれば、施設閉鎖に至る可能性もあるでしょう。地震や風水害と異なり世界規模の長期間（数ヶ月以上）にわたる要員不足等を考える必要があることに配慮して進めてください。</p> <p>また、諸外国では、新型インフルエンザに対する事業継続のガイドラインを、平成18年12月現在、ニュージーランド政府が作成していますので参考としてください。以下にURLを示します。 http://www.med.govt.nz/upload/27552/planning-guide.pdf</p> | <p>【ポイント】</p> <p>3. 本ガイドラインの特徴</p> <p>(2) 自然災害を熟知する日本企業は、事業継続計画を作っても実際の被害は様々で想定どおりの被害にならず無駄と感じやすいのではないかとの認識に立ち、計画策定の意義を説明し、着手方法を提案している。具体的には、はじめに想定する災害として重大な災害リスクで海外からも懸念の強い「地震」を推奨し、その後、段階的に想定する災害の種類を増やしていく現実的なアプローチを例示している。<u>ただし、業種・業態によっては、初めに地震以外のリスク（火災、風水害、テロ、新型インフルエンザを含む感染症等）を対象に被害想定を行う場合も考えられる。</u></p> | <p>全てのビジネスリスクを対象としていることの明示</p> |
| 4 | <p>【ポイント】</p> <p>3. 本ガイドラインの特徴</p> <p>(2) 備えの充実には必ず多大な投資やコストが不可欠とする立場をとらず、できることから具体的な検討を進めてみること、既存の資源を活かすこと、知恵を出しあうことを推奨している。（耐震改修等と密接に関係させつつ並行して取り組むことを推奨。）</p> | <p>【ポイント】</p> <p>3. 本ガイドラインの特徴</p> <p>(3) 備えの充実には必ず多大な投資やコストが不可欠とする立場をとらず、できることから具体的な検討を進めてみること、既存の資源を活かすこと、知恵を出しあうことを推奨している。（<u>例えば地震リスクの場合は、耐震改修等と密接に関係させつつ並行して取り組むことを推奨。</u>）</p> | <p>全てのビジネスリスクを対象としていることの明示 （地震リスクを考慮した場合の例であることの明示）</p> |

※下線および取り消し線は、修正に関連する部分。

| No. | 事業継続ガイドライン第一版 および 事業継続ガイドライン第一版解説書 | 事業継続ガイドライン第二版 | 修正理由 |
|-----|---|--|---|
| 5 | <p>【ポイント】</p> <p>3. 本ガイドラインの特徴</p> <p>(3) サプライチェーンに組み込まれた中堅中小企業が事業継続の取組みを求められている状況も踏まえ、<u>当面、(欧米における) 事業継続のすべての要素に適合することを求めず、</u>できる部分からの取組みを推奨している。一方、今後予想される国際規格化の動きも見据え、本ガイドラインへの対応とは別に国際的な対応が求められるといった二重投資の要因にならないよう、対策の方向が合致するよう工夫している。</p> <p>【解説6】</p> <p>【解説6】本ガイドラインが地震を想定リスクと推奨していることと国際標準化との関連について 事業継続の国際標準化は、平成18年(2006年)12月現在、各国のドラフトが持ち寄られ議論の緒についた状況であり、平成20年(2008年)の規格化を目標に進められています。我が国も日本案を提出しています。確かに、事業継続は、対象リスクを地震だけに限定しているわけではなく、火災や情報システムの停止、さらにはインフルエンザの流行等を含めた災害・事件・事故が発生した場合の対応を検討するものです。したがって、国際標準化に際しては、想定リスクの種類は限定されず、また、具体的な対応策に影響が出るような規格にはならないでしょう。この点、本ガイドラインも最終的には様々なリスクを対象にすることが望ましいとしており、骨格は整合的になっています。</p> <p>地震以外のリスク事例には、下表のようなものがあります。(※表は略)</p> | <p>【ポイント】</p> <p>3. 本ガイドラインの特徴</p> <p>(4) サプライチェーンに組み込まれた中堅中小企業が事業継続の取組みを求められている状況も踏まえ、当面、(欧米における) 事業継続のすべての要素に適合することを求めず、できる部分からの取組みを推奨している。一方、今後予想される国際規格化の動きも見据え、本ガイドラインへの対応とは別に国際的な対応が求められるといった二重投資の要因にならないよう、対策の方向が合致するよう工夫している。</p> | <p>発展・定着につながる点検・是正措置の重視</p> |
| 6 | <p>1.2.2 事業継続と共に求められるもの</p> <p>○二次災害の防止</p> <p>例えば製造業などにおいて、火災の防止、建築物・構築物の周辺への倒壊阻止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組みが必要である。</p> | <p>1.2.2 事業継続と共に求められるもの</p> <p>○二次災害の防止</p> <p>例えば地震や水害などの場合、製造業などにおいて、火災の防止、建築物・構築物の周辺への倒壊阻止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組みが必要である。</p> | <p>全てのビジネスリスクを対象としていることの明示 (物理的な被害を想定した例であることの明示)</p> |

※下線および取り消し線は、修正に関連する部分。

| No. | 事業継続ガイドライン第一版 および 事業継続ガイドライン第一版解説書 | 事業継続ガイドライン第二版 | 修正理由 |
|-----|---|---|-----------------------------|
| 7 | <p>1.3 継続的改善</p> <p>本ガイドラインは、はじめから完璧な事業継続計画の策定・実施を求めるものではない。まず、それぞれの企業ができるところから着手し、継続的な取組みによって徐々に災害に強い体制を築いていくことを期待している。</p> <p>一般的に計画や対策を発展・定着させるためには、継続的な取組みが有効である。その手法のひとつにマネジメントシステムがあり、それは災害対策においても有用である。マネジメントシステムは、すでに国内外で品質管理、環境マネジメント、情報セキュリティなどの分野に取り入れられている経営管理手法であり、①経営者が取り組む、②実施する内容は企業自身で決定する、③継続的改善を行う、の3つの特徴がある。</p> <p>マネジメントシステムにおける継続的改善とは、下図に示すように、①経営者が方針を立て、②計画を立案し、③日常業務として実施・運用し、④従業員の教育・訓練を行い、⑤結果を点検・是正し、⑥経営層が見直すことを繰り返すものである。</p> <p>マネジメントシステムのメリットは、本ガイドラインにもあるように経営者が関与すること、企業が比較的苦手な自己評価や振り返りのステップを定期的な活動に組み入れることで対策の定着を図れること、教育・訓練を重視した人づくりが可能となることなどが挙げられる。</p> <p>【解説11】</p> <p>(脚注) 12 <u>マネジメントシステムには監査が必要であるが、本ガイドラインでは「取組みが進んでいる企業においては実施することが好ましい」と位置づける。</u></p> <p>【解説11】 マネジメントシステムの導入について</p> <p>事業継続は、国際的にも経営マネジメントの一環として認識されています。事業継続の推進体制に経営者の関与がないなどマネジメント面で問題があると、事業継続計画の策定、運用、見直しのどこかの時点で問題が生じる懸念が高まります。そこで、マネジメントシステムの導入を勧めていますが、いずれにしろ、適切な体制が組めないのは、社内の理解不足に起因すると思われますので、同業他社などの取組みを参考にすることで、是正が必要と考えられます。</p> <p>また、マネジメントシステムによる継続的改善の実践としては、まず、例えば取引先から事業継続の対応要請が強い部門から始め、そこでの実践経験を踏まえて徐々に対象部門を拡げていくことも有効と言えるようです。また、例えば新型インフルエンザ、その年の最大の水害など、企業が事業継続上懸念する要因は毎年形を変えていきますので、それに対応して対象リスクの範囲を拡げれば、継続的改善が確保できると思われます。さらに、毎年、新商品への対応や製造ラインの変更等があるはずですので、年に一度は見直すことも必要な継続的な改善です。</p> | <p>(脚注) 12 マネジメントシステムには監査が必要であるので、本ガイドラインでは「取組みが進んでいる企業においては実施することが求められる」と位置づける。マネジメントシステムには監査が必要であるが、本ガイドラインでは「取組みが進んでいる企業においては実施することが好ましい」と位置づける。</p> | <p>発展・定着につながる点検・是正措置の重視</p> |

※下線および取り消し線は、修正に関連する部分。

| No. | 事業継続ガイドライン第一版 および 事業継続ガイドライン第一版解説書 | 事業継続ガイドライン第二版 | 修正理由 |
|-----|--|---|--|
| 8 | <p>1. 事業継続の取組みとは (略) 【解説2】</p> <p>II 事業継続計画および取組みの内容 2.2 計画 2.2.2 影響度の評価 2.2.2.3 目標復旧時間の設定</p> <p>上記の影響度評価の結果や、取引先や行政との関係、社会的使命等を踏まえ、企業にとってその重要業務の停止が許されると考える目標時間を設定する。これは、事業継続計画を策定していくに当たっての前提を設定する作業である。</p> <p>実際の災害では、被災地域の範囲やインフラの被害状況などから、重要業務が実際に回復できる期間は相当変動する可能性があるのは当然である。したがって、できるだけ妥当と思われる目標復旧時間を設定するよう努めれば足りる。例えば、3時間後、3日後、あるいは10日後などを設定する。</p> <p>重要業務を目標復旧時間内に復旧させるためには、求められる様々な経営資源の調達・配備もこの目標復旧時間内に完了させる必要がある。</p> <p>なお、目標復旧時間に関しては、①社会から早期の復旧期間が求められているライフライン企業、②金融システムの安定性確保の観点から復旧目標があらかじめ要請されている金融機関、③サービスレベルアグリーメントに復旧予定時間を契約者に約束しているITサービス業など、契約や特別な法律、条例等で定められている場合には、それらに準じた目標復旧時間とする必要がある。</p> <p>この回復をめざす目標時間を明確に定めることには、その目標に到達するよう企業の担当者が積極的に工夫して取り組むようになるため、防災対策が進展しやすいという効果がある。</p> <p>【解説18】</p> <p>【解説2】事業継続計画（BCP）の概念での許容限界について</p> <p>目標の設定に対する許容限界の捉え方としては、基本的には、企業の耐力、取引関係、社会的責任等から許容限界を認識し、これを踏まえて目標復旧時間や最低限の目標とする操業度を決定し、それと現状の被害想定とのギャップを把握し、その差を埋めるための対策を検討・実施することです。許容限界については、市民、行政、取引先企業などの視点にも立って検討する必要があります。</p> <p>【解説18】操業度の目標復旧レベルの設定について</p> <p>災害発生後何も対策をとらなければ企業の操業は停止または著しく悪化します。この操業度の低下に対して、影響度の評価や各種被害想定および分析から許容限界を求め、その許容限界を上回る操業度レベルで、目標とする操業度を経営判断により決定します。</p> <p>なお、目標復旧レベルは、災害発生後の時間とのかねあいで設定されるものですが、災害直後においても一定レベルで維持されるべき業務(例：本社機能)があります。</p> | <p>2.2.2.3 目標復旧時間・目標復旧レベルの設定</p> <p>上記の影響度評価の結果や、取引先や行政との関係、社会的使命等を踏まえ、企業にとってその重要業務の停止・操業度低下が許されると考える目標復旧時間及び目標復旧レベルを設定する。これは、事業継続計画を策定していくに当たっての前提を設定する作業である。</p> <p>実際の災害では、被災地域の範囲やインフラの被害状況などから、重要業務が実際に回復できる期間は相当変動する可能性があるのは当然である。したがって、できるだけ妥当と思われる目標復旧時間・目標復旧レベルを設定するよう努めれば足りる。例えば、目標復旧時間に関しては、3時間後、3日後、あるいは10日後などを設定する。また、設定した目標復旧時間における、重要業務の目標復旧レベルを設定する(例えば、重要業務の稼働の割合(%など)を任意の値に定める、あるいは重要業務の中の細分化された業務プロセスのうちいくつかを停止(継続)する、などの判断を行う)。</p> <p>重要業務を目標復旧時間内に目標復旧レベルまで復旧させるためには、求められる様々な経営資源の調達・配備もこの目標復旧時間内に完了させる必要がある。</p> <p>なお、目標復旧時間に関しては、①社会から早期の復旧期間が求められているライフライン企業、②金融システムの安定性確保の観点から復旧目標があらかじめ要請されている金融機関、③サービスレベルアグリーメントに復旧予定時間を契約者に約束しているITサービス業など、契約や特別な法律、条例等で定められている場合には、それらに準じた目標復旧時間とする必要がある。また、目標復旧レベルは、災害発生後の時間とのかねあいで設定されるものであるが、災害直後においても一定レベルで維持されるべき業務(例：本社機能)がある。</p> <p>この回復をめざす目標復旧時間・目標復旧レベルを明確に定めることには、その目標に到達するよう企業の担当者が積極的に工夫して取り組むようになるため、防災対策が進展しやすいという効果がある。</p> <div data-bbox="1412 1108 2139 1606" data-label="Figure"> </div> <p>事業継続計画（BCP）の概念（再掲）⁹</p> <p>なお、突発的に被害が発生するリスク（地震、水害、テロなど）ではなく、段階的かつ長期間に渡り被害が継続するリスク（新型インフルエンザを含む感染症、水不足、電力不足など）に関しては、企業の被害の進行状況に応じて段階的に業務レベルを低減・維持・回復させていくような対策も考えられる。</p> | <p>目標復旧時間と不可分な目標復旧レベルが存在していることの明示</p> <p>全てのビジネスリスクを対象としていることの明示</p> <p>(新型インフルエンザのように、段階的に被害を受けるリスクにも対応する表現の追加)</p> |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p><u>(脚注) 0</u> <u>このイメージ図は、突発的に被害が発生するリスク（地震、水害、テロなど）を主として想定したものであり、段階的かつ長期間に渡り被害が継続するリスク（新型インフルエンザを含む感染症、水不足、電力不足など）のうち感染症に係るもののイメージ図を例示すると、2ページの脚注0の図のようなものとなる。</u></p> | |
|--|--|---|--|

※下線および取り消し線は、修正に関連する部分。

| No. | 事業継続ガイドライン第一版 および 事業継続ガイドライン第一版解説書 | 事業継続ガイドライン第二版 | 修正理由 |
|-----|---|---|---|
| 9 | (脚注) 30 特に、国際的に取引を行っている企業においては、地震発生のニュースを機に取引停止や契約の締結延期、あるいは国際金融市場における為替や株価などの急激な変動などが起こる可能性があり、適切に対応する必要がある。 | (脚注) 30 <u>例えば地震リスクの場合は</u> 、特に、国際的に取引を行っている企業においては、地震発生のニュースを機に取引停止や契約の締結延期、あるいは国際金融市場における為替や株価などの急激な変動などが起こる可能性があり、適切に対応する必要がある。 | 全てのビジネスリスクを対象としていることの明示 (地震リスクを考慮した場合の例であることの明示) |
| 10 | 2.2.6.1 生命の安全確保と安否確認 お客様および役員・従業員、協力会社、派遣会社社員などの命を助けるために、救急救命ができる要員をできるだけ多く確保する必要がある。また、事務所・事業所の耐震化は、生命の安全確保に大きく貢献する (2.2.6.2)。これらのことは、多くのお客様が来店される業種ではさらに重要となる。 (略) | 2.2.6.1 生命の安全確保と安否確認 お客様および役員・従業員、協力会社、派遣会社社員などの命を助けるために、救急救命ができる要員をできるだけ多く確保する必要がある。また、 <u>例えば地震リスクの場合は</u> 、事務所・事業所の耐震化は、生命の安全確保に大きく貢献する (2.2.6.2)。これらのことは、多くのお客様が来店される業種ではさらに重要となる。 (略) | 全てのビジネスリスクを対象としていることの明示 (地震リスクを考慮した場合の例であることの明示) |
| 11 | 2.2.6.2 事務所・事業所および設備の災害被害軽減 重要業務の継続において代替場所の検討は重要であるが、可能ならば本社の事務所、工場等の事業所および設備が被災しないことが望ましい。事務所・事業所や設備が被災を免れることは、生命の安全を確保し、ひいては復旧速度を早めることにもつながる。 特に、わが国においては、建物の耐震化が極めて重要であり、製造機器、付帯設備、什器備品等の転倒防止に努めることも重要である。また、被災の可能性の高さの面では風水害への備えも望まれる。 | 2.2.6.2 事務所・事業所および設備の災害被害軽減 <u>例えば地震や水害などの場合</u> 、重要業務の継続において代替場所の検討は重要であるが、可能ならば本社の事務所、工場等の事業所および設備が被災しないことが望ましい。事務所・事業所や設備が被災を免れることは、生命の安全を確保し、ひいては復旧速度を早めることにもつながる。 特に、わが国においては、建物の耐震化が極めて重要であり、製造機器、付帯設備、什器備品等の転倒防止に努めることも重要である。また、被災の可能性の高さの面では風水害への備えも望まれる。 | 全てのビジネスリスクを対象としていることの明示 (物理的な被害を想定した例であることの明示) |
| 12 | 2.2.6.3 二次災害の防止 地域社会に迷惑をかけないため、火災の防止、延焼防止、薬液などの噴出・漏洩防止などの安全対策を実施する。災害発生後は、これらの問題が発生していないか、建物や構築物が敷地外に倒壊する危険がないかの確認を至急行う体制をとること、危険が周辺に及ぶ可能性のある場合には周辺住民への危険周知や避難の要請、行政当局への連絡と連携した対応をとることを、計画の中に盛り込む。 (略) | 2.2.6.3 二次災害の防止 地域社会に迷惑をかけないため、火災の防止、延焼防止、薬液などの噴出・漏洩防止などの安全対策を実施する。災害発生後は、これらの問題が発生していないか、建物や構築物が敷地外に倒壊する危険がないか <u>など</u> の確認を至急行う体制をとること、危険が周辺に及ぶ可能性のある場合には周辺住民への危険周知や避難の要請、行政当局への連絡と連携した対応をとることを、計画の中に盛り込む。 (略) | その他 (あくまで例示であり、内容を限定しているわけではないことの明示) |

※下線および取り消し線は、修正に関連する部分。

| No. | 事業継続ガイドライン第一版 および 事業継続ガイドライン第一版解説書 | 事業継続ガイドライン第二版 | 修正理由 |
|-----|---|---|---|
| 13 | <p>2.2.6.6 その他の考慮項目</p> <p>就業時間内に被災した場合には、従業員が自宅に戻るまでに必要な水・非常用食料、トイレなどの手当が望まれる。業務復旧に必要なコアメンバー用には、復旧期間中の業務・生活のための備蓄を確保すべきである。さらに、建物や設備の倒壊などにより閉じこめられた従業員を救出するためのバールなどの機材も、ある程度備えておくことが必要である。</p> <p>また、従業員の家庭における被害を軽減することは、そのこと自体が重要であるが、復旧に必要なコアメンバーをはじめとする従業員が企業業務に携われる可能性を高める意味もあるので、企業として取り組むことも考えられる。</p> | <p>2.2.6.6 その他の考慮項目</p> <p><u>例えば地震や水害などの場合</u>、就業時間内に被災した<u>とき場合</u>には、従業員が自宅に戻るまでに必要な水・非常用食料、トイレなどの手当が望まれる。業務復旧に必要なコアメンバー用には、復旧期間中の業務・生活のための備蓄を確保すべきである。さらに、建物や設備の倒壊などにより閉じこめられた従業員を救出するためのバールなどの機材も、ある程度備えておくことが必要である。</p> <p>また、従業員の家庭における被害を軽減することは、そのこと自体が重要であるが、復旧に必要なコアメンバーをはじめとする従業員が企業業務に携われる可能性を高める意味もあるので、企業として取り組むことも考えられる。</p> | <p>全てのビジネスリスクを対象としていることの明示 (物理的な被害を想定した例示であることの明示)</p> |
| 14 | <p>(脚注) 46</p> <p>住宅の耐震改修や家具の転倒防止、水、食料、トイレの備蓄、地震保険などの知識教育も重要である。また、従業員の家族との安否確認の徹底には、災害時伝言ダイヤル171の利用体験などが望ましい。</p> | <p>(脚注) 46</p> <p><u>例えば地震リスクの場合は</u>、住宅の耐震改修や家具の転倒防止、水、食料、トイレの備蓄、地震保険などの知識教育も重要である。また、従業員の家族との安否確認の徹底には、災害時伝言ダイヤル171の利用体験などが望ましい。</p> | <p>全てのビジネスリスクを対象としていることの明示 (地震リスクを考慮した場合の例であることの明示)</p> |
| 15 | <p>2.3.3 財務手当て</p> <p>企業が被災した場合には、事務所・事業所の損壊焼失の復旧および財務面の信用維持のための資金が必要になる。財務手当てとしては、必要に応じ保険や銀行の災害時融資予約などを検討することも考えられる。また、災害発生後に自治体が提供する災害時ローンなどについてあらかじめ適用可能かどうかを検討しておくことも有効である。</p> | <p>2.3.3 財務手当て</p> <p>企業が被災した場合には、事務所・事業所の損壊焼失の復旧および財務面の信用維持<u>など</u>のための資金が必要になる。財務手当てとしては、必要に応じ保険や銀行の災害時融資予約などを検討することも考えられる。また、災害発生後に自治体が提供する災害時ローンなどについてあらかじめ適用可能かどうかを検討しておくことも有効である。</p> | <p>その他 (あくまで例示であり、内容を限定しているわけではないことの明示)</p> |

※下線および取り消し線は、修正に関連する部分。

| No. | 事業継続ガイドライン第一版 および 事業継続ガイドライン第一版解説書 | 事業継続ガイドライン第二版 | 修正理由 |
|-----|--|---|--|
| 16 | <p>2.5 点検および是正措置 <u>企業として1年間の業務を振り返る機会に併せて（あるいは年1回以上定期的に）、事業継続の取組状況を評価する必要がある。実施できているところとできていないところを把握し、日常業務の中で取り組めるところはその都度改善しなければならない。また、評価結果や改善内容は経営者に報告されなければならない。</u> 【解説42】</p> <p>2.6 経営層による見直し 経営者は、定期的な点検結果を踏まえて改善点を洗い出し、事業継続の取組み全体を見直し、次年度以降の方向性を打ち出す必要がある。その際に、正しい現状認識を持ち、事業活動の変化を十分踏まえることも求められる。災害等のリスクに強い企業となるためには、この見直しを定期的に繰り返す必要がある。 なお、業務が変化するスピードが速いため、経営者による定例の見直しのほかに、事業の大幅な変更・再構築、事業拡大、新製品の導入、事業所の移転など重要業務に変更などが生じた場合にもその都度事業継続の取組み全体を見直す必要がある。</p> <p>(脚注) 54 2.5、2.6 については、すでに品質マネジメントシステム ISO9000、環境マネジメントシステム ISO14001、リスクマネジメントシステム JISQ2001、情報セキュリティマネジメントシステム ISO17799 などを導入している場合は、既存のマネジメントシステムの活動（「監視」、「評価」、「是正・改善」、「監査」）に沿った進め方をすればよい。</p> <p>【解説42】点検における評価方法について 点検結果の評価方法に関しては、客観性・妥当性が確保された自己点検や自己監査手法も研究・工夫されてきていますので、他社の先進事例の情報収集なども有効でしょう。 第三者による認証についても、認証機関の能力が高く、費用も妥当という前提で、活用が合理的と思う企業が活用する制度であれば有益でしょう。ただし、BCPの有効性は、必要項目の存在や必要プロセスの実施を確認することだけで十分検証されるものでなく、経営判断された計画内容が妥当かどうかなど事業環境に詳しい者でないと判断がつかない部分もありますので、留意が必要です。なお、日本はISO に対しては第三者認証制度としないことを提案しています。</p> | <p>2.5 点検および是正措置 <u>企業は、事業継続の取組状況について日常業務の一環として点検・監視を行い、企業として1年間の業務を振り返る機会に併せて（あるいは年1回以上定期的に）、事業継続の取組状況を評価する必要がある。実施できているところとできていないところを把握し、日常業務の中で取り組めるところはその都度是正・改善しなければならない。そして、それらの内容はまた、評価結果や改善内容は経営者に報告されなければならない。</u> <u>さらに、事業継続の取組みが進んでいる企業においては、監視や評価の水準を上げ、年1回以上定期的に監査を実施することが求められる。その監査結果は経営者に報告されなければならない。</u></p> | <p>発展・定着につながる点検・是正措置の重視</p> |
| 17 | <p>Ⅲ 経営者および経済社会への提言 (4) 日本企業の地震リスクは、海外投資家の関心も高い。そこで、投資家の懸念を払拭するためにも、地震リスクは、その対応策とともに、何らかの方法で（有価証券報告書や営業報告書、社会環境報告書その他）積極的に開示することが望まれる。また、このような姿勢が企業の評価を高めると考えられる。</p> | <p>Ⅲ 経営者および経済社会への提言 (4) 日本企業の<u>抱えるリスクの中でも特に</u>地震リスクは、海外投資家の関心も高い。そこで、投資家の懸念を払拭するためにも、地震リスクは、その対応策とともに、何らかの方法で（有価証券報告書や営業報告書、社会環境報告書その他）積極的に開示することが望まれる。また、このような姿勢が企業の評価を高めると考えられる。</p> | <p>全てのビジネスリスクを対象としていることの明示 （地震リスクを考慮した場合の例であることの明示）</p> |

※下線および取り消し線は、修正に関連する部分。